

＜基本テキストの使い方＞

重要度★★★

本文の各項目には重要度として★★★・★★・★が付してあります。

重要度のランクに関わらず、本文部分は行政書士試験合格のために必要十分な情報を掲載しています。ただ、より効率的に学習するための指針として、学習の優先順位が高いものから、★★★→★★→★としてランク付けをしています。

- ★★★ — もっとも基本的・基礎的な項目、過去頻出の項目、他の学習項目の理解の前提となる項目です。★★★項目を最優先して、徹底的に理解し、覚えていきましょう。
- ★★ — ★★★と同じく、行政書士試験合格のためには十分に理解しておかなければならない項目です。
- ★ — 優先順位の高い★★★・★★の学習を十分に行った後、さらに行政書士試験合格を確実にするために押さえておくべき項目です。

❖条文チェック！

条文は、法律学習の出発点です。行政書士試験でも、条文からの出題が中心となります。したがって、条文を把握し、理解することが、行政書士試験合格のための根幹となります。基本テキストに抜粋してある条文はいずれも行政書士試験攻略において欠かすことのできない重要条文ですから、しっかり読んで理解しましょう。

判例を読む

行政書士試験では、条文とともに判例の知識・理解を問う問題も出題されます。したがって、判例の理解も必要です。判例には学習の目安となるよう重要度をAランク～Cランクで表示しています。

◆**事案の概要**では、事件の経過や訴えの内容が具体的に書かれていますが、基本テキストでは少し簡略化したものとしています。

◆**法律関係図**は、登場人物の関係を図示しています。

◆**争点**では、その事件では、どのような法律的問題が生じたのかを指摘しています。

⇒**判旨**では、その争点に対して、実際に裁判所が下した判断を掲載しています。

基本テキストに掲載されている判例は、行政書士試験を攻略するために理解しておかなければならない重要判例です。行政書士試験を攻略するために特に重要なポイントを抜粋していますので、判例の重要部分を効果的にインプットしてください。判例を読むことは、本試験で問題文を読む力を養うことにもなりますので、何度も読み返してください。

* 用語解説

法律の学習においては、法律専門用語など、日常聞きなれない言葉が多く出てきます。これらの法律用語の意味を押さえないと、法律文書の意味を正確に理解することはできません。そこで、効率的に法律学習を進めて頂くため、法律の学習に必要な重要用語・概念を、その都度分かりやすく説明しています。

④ [O-O]

行政書士試験の過去の出題が一目でわかるように、出題履歴を明示しています。憲法・基礎法学の基本テキストには、現在の試験制度となった平成18年度以降の過去問の出題履歴が掲載されています（令和3年度試験の出題履歴の掲載はありません）。

行政書士試験を攻略するには、過去問で出題されているところを重点的に学習しておくことが重要です。この記号で、過去問の出題履歴がわかりますので、過去、何度も問われているところの知識を確実にしていきましょう。「過去問集」に掲載されていないものもありますが、掲載されている問題については、必ず問題を解いておいてください。そうすることで、重要ポイントをより効率的に獲得することができます。

（例） [18-7] → 平成18年・問題7 で出題。

■ 図表で整理

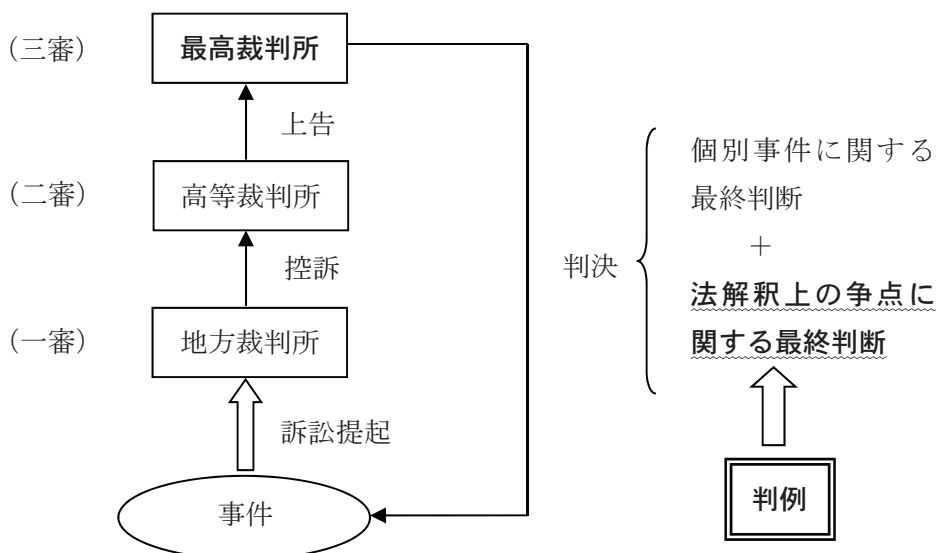
重要ポイントをわかりやすく図表で整理しています。本文の内容を整理、再確認して、理解の度合いを深めてください。

※判例とは

最高裁判所が判決や決定などの形で示した法的な判断の中で規範となる部分を指しますが、広い意味では、下級裁判所の裁判例もあわせて判例と呼ぶこともあります。

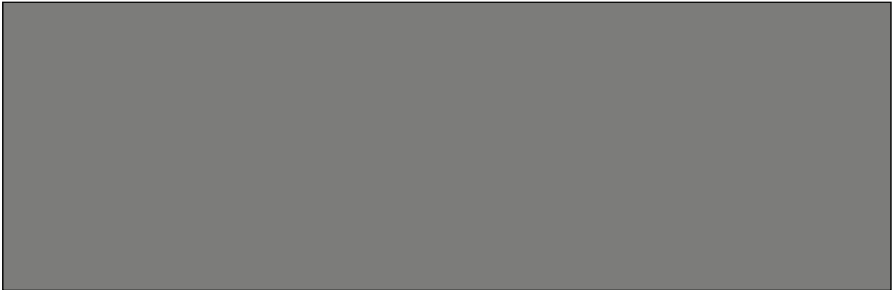
条文の抽象的な文言の意味や具体的事例における当該規定の適用の可否などは条文だけではわからないことも多く、具体的な事件の解決を通じて、裁判所が判断をします。最高裁判所で出された判断は、「判例」としてその後の法解釈に決定的役割を果たします。

【判例とは】





憲 法



学習の手引き

1 出題傾向

出題傾向が変わった平成18年以降、5肢択一式問題5問、多肢選択式問題1問の計6問という出題数となっています。今後も、出題数の大幅な変動はないと思われます。

出題内容としては、条文問題・判例問題が中心です。出題分野は、平均的傾向としては、憲法総論分野から1問、人権分野から2～3問、統治分野から2～3問と、バランスのよい出題となっています。出題レベルは、基本的な条文・判例が問われていますので、基本的な条文・判例を丁寧に押さえていくことが必須です。

2 戦略的学習法

上記の出題傾向に対応するには、まずは、条文の意味を正確に理解することです。条文を知識として暗記するのではなく、条文が、日本の統治システムの中でどのような意味をもっているのかを押さえます。次に判例を押さえる必要があります。判例は、結論のみを押さえるだけではなく、具体的にどのような事案で問題となった判例なのかを押さえておきましょう。事例を押さえることで、効果的に判例学習をすることができます。また、知識相互の横断的な理解が問われることもありますので、条文や判例相互の関連性にも意識して学習をすすめるようにしましょう。

(人権分野)

条文数は少なく、条文自体も単純なのですが、判例が多いのが特徴です。そのため、人権の学習方法は、①憲法の条文で規定されている人権の内容をまず押さえ、②それぞれの人権で問題となった判例を理解し、③アウトプットの練習をしながら、知識を定着させるということになります。

そのための手順として、まず、①条文を読み、どのような権利が保障されているのか、人権の内容を具体的に押さえましょう。基本テキストに書かれている人権の具体的な内容が分かるようになるまで、徹底的に理解します。

つぎに、②各人権で問題となっている点を押さえ（これを争点・論点と呼びます）、問題点に対して判例がどのように解釈・判断したのかを押さえます。重要ポイントは、太字になっていますから、太字に注意しながら理解しましょう。

さらに、③ミニテスト・過去問を順次解いていきます。学習進度に合わせて、問題を解き、知識の定着を図ったうえで、総仕上げとして科目別答練で力だめしです。科目別答練で知識の穴を発見して、その穴を埋めるために、間違えたところは、基本テキスト、ミニテスト、過去問で知識を再確認して、正確な知識の再度の定着を図っていきます。最後に本試験形式の答練を受けて、本試験での対応を身につけます。

（統治機構）

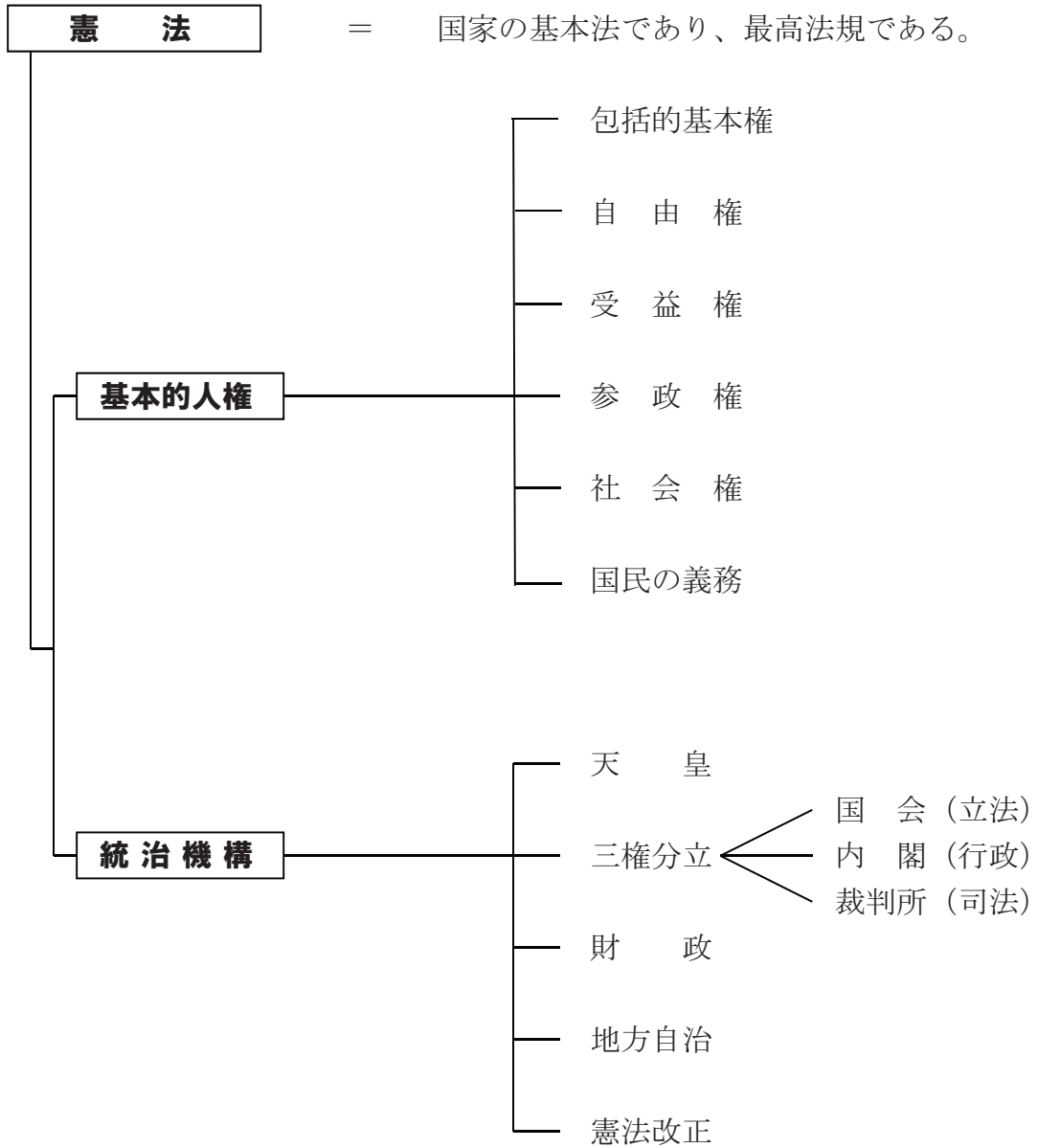
条文からの出題が中心です。統治機構の条文には、統治のシステムが規定されていますから、そのシステムを覚えることになります。

そのため、統治機構の学習方法は、①**統治機構の条文を覚え（インプット）**、②**アウトプットの練習をしながら、知識を定着させることが中心**となります。アウトプットの方法は、人権分野と同じく、**ミニテスト・過去問→科目別答練→間違えたところは、基本テキスト、ミニテスト、過去問で知識を再確認の繰り返し**です。

（憲法の得点の目安）

学習しなければならない分量は多くはありませんし、また、基本講義では最初に学習しますから、時間的な余裕もあります。そこで、憲法では、**70%から80%の正解率を目指します**。

憲法の全体構造



第1編

総論

学習の指針

現在の日本国憲法は、補則を含めると103条から成る成文憲法です。しかし、同じ成文法の民法や商法などと異なり、「国の最高法規」という位置づけがなされています。

この編では、最高法規である日本国憲法の成立過程、そして憲法を貫く基本原理、これを示した前文の内容について学んでいきます。

第1章

日本国憲法の成立

重要度★

1945年8月、わが国は、ポツダム宣言を受諾して、連合国に降伏しました。ポツダム宣言は、軍国主義の除去、民主主義的傾向の復活強化など、わが国に根本的な改革を求めるものだったため、大日本帝国憲法を改正する必要が生じました。

政府は、憲法問題調査委員会を設置して、憲法改正案の作成を行いました。しかし、政府原案（松本案）の内容が、天皇が統治権を総攬するという大日本帝国憲法と大差のない、不十分なものであったため、政府は、連合国軍総司令部（GHQ）が提示した憲法草案（マッカーサー草案）を基に、新たな改正案を作成して、帝国議会に提出しました。帝国議会は、この案に生存権の規定を追加したり、国民主権を明確化するなどの若干の修正を加えて可決しました。こうして成立した日本国憲法は、1946年11月3日に公布※、翌年5月3日から施行※されました。

このように、日本国憲法は、大日本帝国憲法を改正する形で制定されています。

※公布－成立した法令の内容を広く一般に周知させるため公示する行為。施行のための要件。公布の方法は官報（国が一般に告知するための機関紙）で行います（最大判昭32.12.28）。

※施行－法令の規定の効力を一般的に発動させ、作用させること。

第2章 憲法の意味

1. 憲法の意味

重要度★

📖[29-7]

1 実質的意味の憲法と形式的意味の憲法

固有の意味の憲法や近代の意味の憲法（立憲の意味の憲法）のように、内容に着目した憲法概念が「実質的意味の憲法」です。

これに対して、実質的意味の憲法が成文化され、「憲法」という法典に収められたものが「形式的意味の憲法」です。日本の場合、「日本国憲法」がこれにあたります。江戸時代以前にも日本には「実質的意味の憲法」として「固有の意味の憲法」はありましたが、「形式的意味の憲法」は「大日本帝国憲法」が初めてです。また、「イギリスは不文憲法の国である。」といわれますが、これは、「実質的意味の憲法はあるが形式的意味の憲法はない。」ということを意味します。

2 実質的意味の憲法の分類

(1) 固有の意味の憲法

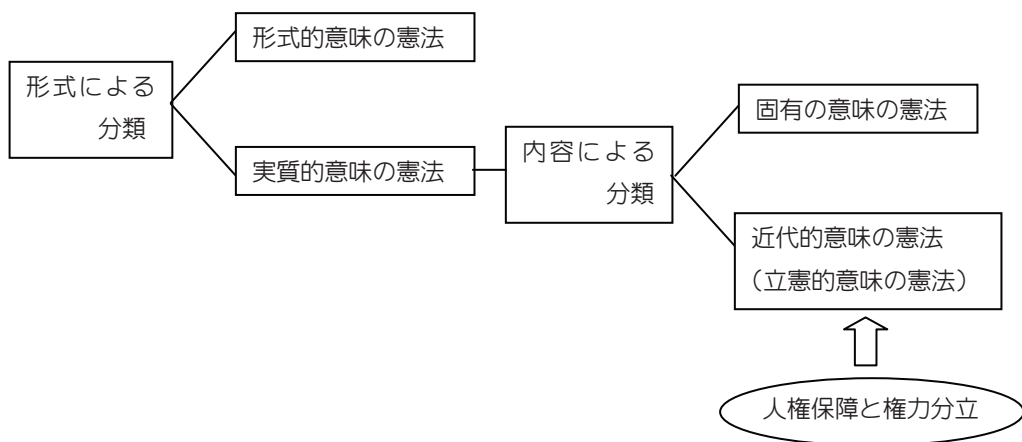
統治の基本法が「憲法」です。統治とは、「国家・国民を治めること」をいい、その基本となる法規範が憲法です。基礎法とか根本法などともいわれ、これを「固有の意味の憲法」といいます。国家が存在する以上、いつの時代でもどの国にもこの意味の憲法は存在します。

(2) 近代の意味の憲法（立憲の意味の憲法）

近代に入り、特に18世紀末の市民革命以降に形成された、立憲主義の内容を取り入れた憲法を「近代の意味の憲法（立憲の意味の憲法）」といいます。**立憲主義**とは、権力を制限して、自由を中心とする国民の権利を保障しようとするもので、権力分立制と基本的人権の尊重をその要素として含むとされています。

フランス人権宣言は、その16条で、「権利の保障が確保されず、また、権力の分立が規定されていない社会は、すべて憲法をもつものではない。」と規定しています。これは、「近代の意味の憲法（立憲の意味の憲法）」こそが「憲法」とであるとの宣言といえます。

■ 図表で整理【憲法の意味】



① 「形式的意味の憲法」と「実質的意味の憲法」の違い

→形式上「憲法」と呼ばれている法典があるか否かの違いです。

② 「固有の意味の憲法」と「近代的意味の憲法（立憲の意味の憲法）」の違い

→人権保障と権力分立(立憲主義)を内容としているか否かの違いです。

※日本国憲法は、形式的意味の憲法で、かつ、実質的意味の憲法です。また、固有の意味の憲法で、かつ、近代的意味の憲法（立憲の意味の憲法）でもあります。これらは相互に排他的な関係にはありませんので注意しましょう。

2. 現代憲法の特徴

重要度★

近代的意味の憲法（立憲の意味の憲法）は、各個人の自由を基本とし、自由の制限は必要最小限であるべき、つまり、国家はできるだけ消極的な存在であるべきとの「消極国家」の考えに立っていました。しかし、現代では、積極国家（社会国家）という形に変容しています。

自由を中心とした政治・経済により社会は発展しましたが、貧富の格差が生じ、それが拡大しました。そこで、弱者の救済をはかる「社会権」を多くの憲法が取り入れました。考え方自体は、第一次世界大戦後のドイツのワイマール憲法（1919年）で既に現れていましたが、これを第二次世界大戦後多くの国が取り入れました。

弱者救済に国家が関与することは、それまでの消極国家と異なって、国家の積極的な活動が必要となります。社会全体の調和などを考え、国家が積極的に関与しますから、「積極国家（社会国家）」とも言われます。

■ 図表で整理【消極国家から積極国家へ】

(市民革命以後18・19世紀)

自由権の保障 → 国家の不介入 → 国家からの自由



夜警国家
消極国家

自由放任主義

失業・貧困

経済的社会的弱者保護
の必要性



(20世紀以降)

国家による自由 ← 国家の介入 ← 社会権の保障



福祉国家
(積極国家・社会国家)

修正資本主義

経済的社会的弱者の保護

3. 日本国憲法の特徴

重要度★★

②[26-7、29-7]

憲法は、①自由の基礎法、②制限規範、③最高法規という3つの特徴があります。

1 自由の基礎法

憲法制定の目的は、国民の自由が国家権力によって不当に制限されないように、その自由を保障することです。したがって、憲法は、**国民の自由の保障を基礎づける「自由の基礎法」**としての特徴をもっています。

2 制限規範

憲法が自由の基礎法として国民の自由を守るため、その自由を侵害する可能性の高い存在である国家権力が暴走しないように抑制（制限）していく、**国家権力を制限する法（制限規範）**として働くことになります。

3 最高法規

憲法によって、すべての国家権力を制限し、歯止めをかけていくためには、**憲法の効力が他の法規に優越し、わが国の法体系において最上位にあるとする性質**を持たせなければなりません。この性質のことを憲法の「**最高法規**」性とよびます。その結果、憲法に反する法規は無効とされることになります。

❖ 条文チェック！

＜第98条〔最高法規〕＞

1 項

この**憲法は、国の最高法規**であつて、その条規に反する法律、命令※、詔勅※及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

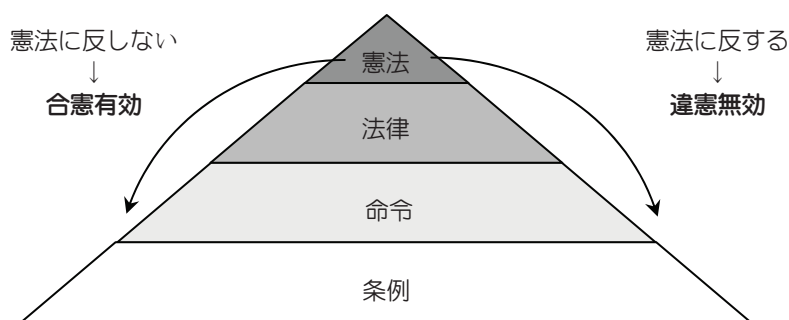
最高法規とは、国法秩序において最も強い形式的効力をもつことです。

わが国に存在する法規には、各種の名称が付され、憲法以外には、法律、命令、条例という名称をもった法規があります。これらの法規の間にはそれぞれ上下関係があり、段階構造をもっています。これを指して国法秩序とよびます。

「憲法 → 法律 → 命令 → 条例」の順序で効力が弱くなるとされ、下位の法は上位の法に反することはできません※。

そして、法体系の中で最上位にある憲法に反することを**違憲**、憲法に合致していることを**合憲**といいます。

■ 図表で整理【国法形式の段階構造】



❖ 条文チェック！

＜第99条〔憲法尊重擁護の義務〕＞

天皇又は摂政※及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の**公務員**は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

憲法尊重擁護義務は、公務員等に課せられたもので、国民には明文上課せられていません。

※命令—国の行政機関が制定する法規の総称。

※詔勅—天皇の文書による行為の総称。政治的宣言にとどまらず、憲法の一部をなし、本文と同じ法規性を有すると一般に解されています。

※条約と憲法の優劣関係については、憲法が条約に優位すると解されています。条約が国内法として憲法より強い効力を有するものではありません。

※摂政—天皇が自ら国事行為を行うことができない場合（天皇が成年に達しないときや、精神や身体の重患または重大な事故があるとき）に、天皇の権能を代行するもの。

第3章

憲法の基本原理

1. 前文

重要度★★

📖[29-7]

憲法前文※に、憲法制定の由来、目的などが書かれています。その中で、日本国憲法の基本原理、①基本的人権の尊重、②国民主権、③平和主義を宣言しています。

◆条文チェック！

＜前 文＞

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに**主権が国民に存する**ことを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、**自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする**各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1項——代表民主制（間接民主制）・平和主義・基本的人権の尊重・国民主権

第2項——平和主義・平和的生存権（「平和のうちに生存する権利」）

第3項——国際協調主義

第4項——宣誓

という4項から構成されています。

※前文の法的性質—政治的宣言にとどまらず、憲法の一部をなし、本文と同じ法規範性を有すると一般に解されています。

2. 国民主権

重要度★

国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威が国民に存する(前文、1条)、つまり、国民が政治の主役である、ということです。

「主権」という言葉は、①国家の統治権、②国家権力の最高独立性、③国政の最高決定権という、3つの意味で用いられます。

①**国家の統治権**とは、国家が有する支配権を包括的に示すもの、国家権力そのものを指します。立法権・行政権・司法権の総称です。

②**国家権力の最高独立性**とは、国家権力が、国内にあっては最高の存在であり、国外に対しては独立した存在であることを指します。「国内にあっては最高」の部分は現在においてはあまり意味をもっていませんが、「国外に対しては独立」の部分は、現代においても他国からの内政干渉をはねのける場合の論理として用いられます。

③**国政の最高決定権**とは、国政のあり方を最終的に決定する力または権威のことを指します。国民主権はこの意味で用いられます。

■図表で整理【「主権」の概念】

主権の概念	意 味	具 体 例
① 国家の統治権	国家が有する支配権を包括的に示すもの、国家権力そのもの。	「国権」(41条) 「日本国ノ主権ハ、本州、北海道、九州及四国……二局限セラルベシ。」(ポツダム宣言8項)
② 国家権力の最高独立性	国内にあっては最高、国外に対しては独立。	「自国の主権を維持し」(前文3項)
③ 国政の最高決定権	国政のあり方を最終的に決定する力、権威。	「ここに主権が国民に存することを宣言し」(前文1項) 「主権の存する日本国民の総意」(1条)

3. 基本的人権の尊重

重要度★

基本的人権とは、人間であることにより当然に有するとされる権利(自然権、前国家的・前憲法的権利)です(11条、97条)。

❖条文チェック!

〈第11条「基本的人権の享有」〉

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

❖条文チェック！

〈第97条〔基本的人権の本質〕〉

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

4. 平和主義

重要度★

第二次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争についての深い反省に基づいて、戦争の放棄を宣言している（前文、9条）。

❖条文チェック！

〈第9条〔平和主義〕〉

1項

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

《MEMO》

第2編

基本的人権

学習の指針

この編では、基本原理のうちの「基本的人権の尊重」を具体的に示した各人権について学んでいきます。

復習の際には、日本国憲法の「第3章 国民の権利及び義務」を参照してください。そして、実際の試験対策としては、最高裁判所の判断である「判例」をしっかりと学習しておきましょう。

第1章 人権の主体

1. 日本国民

重要度★

❖条文チェック！

<第10条〔国民の要件〕>

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

人権について規定している日本国憲法第3章の表題は「国民の権利及び義務」となっていますので、人権は日本国民に保障されているといえます。「日本国民の要件」（日本国民とは誰なのか）については、10条に基づいて国会の制定する法律で定められます。具体的には、国籍法が定めています。

2. 外国人の人権

重要度★★★

●[18-6、23-4、27-3、29-3]

条文上は明かではありませんが、**外国人にも権利の性質上適用可能な人権規定は保障されているとするのが判例です**し、一般的な考え方（通説）です。

人権は前国家的・前憲法的なものとされていますし、憲法は国際協調主義を採用し、また、人権の国際化の傾向が顕著にみられるようになったことから、このように考えられています。

では、外国人にはどのような権利が保障されるのでしょうか。それは、当該権利の性質によって判断されることになります。たとえば、表現の自由は外国人にも保障されますが、選挙権は外国人には保障されない権利といえます。

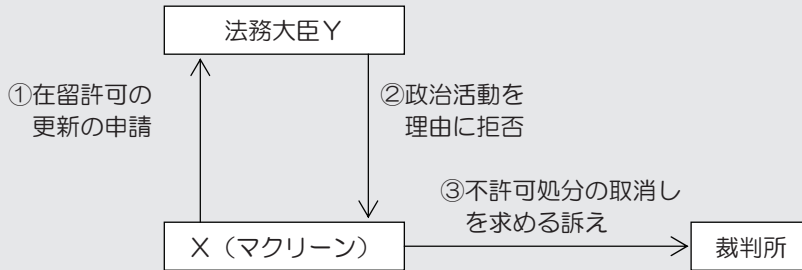
📖判例を読む・.....

マクリーン事件（最大判昭53.10.4） 重要度A

◆事案の概要

アメリカ人X（マクリーン氏）は、1年の在留許可を受けて日本に滞在していたが、在留期間中に戦争反対運動などの政治活動に参加したこと等を理由に、法務大臣Yから在留期間の更新を拒否されたため、XがYの不許可処分の取消しを求める訴えを提起した事件。

◆法律関係図



◆争点1 外国人にはいかなる人権が保障されるか。

⇒判旨

「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、**権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及びものと解すべきで……ある。**」

◆争点2 外国人に政治的活動の自由は保障されるか。

⇒判旨

「政治活動の自由についても、**わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でない**と解されるものを除き、**その保障が及びものと解するのが、相当である。**」

◆争点3 外国人に入国の自由、在留の権利は保障されるか。

⇒判旨

「外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもない。」

森川キャサリン事件（最判平4. 11. 16） 重要度B

◆事案の概要

日本人と結婚したアメリカ人X（森川キャサリン）は、韓国旅行の計画を立て、再入国許可申請をしたところ、外国人登録法に基づく指紋押捺拒否を理由に、法務大臣Yが不許可としたため、XはYの不許可処分の取消しと国家賠償を求める訴えを提起した事件。

◆争点 外国人に再入国の自由は保障されるか。

⇒判旨

「我が国に在留する外国人は、憲法上、**外国へ一時旅行する自由を保障されているものでないことは、過去の判例の趣旨に徴して明らかである。**したがって、外国人の再入国の自由は、憲法22条により保障されないとした原審の判断は、正当として是認できる。」

外国人指紋押なつ拒否事件（最判平7. 12. 15） 重要度 A

◆事案の概要

日系アメリカ人が、外国人登録原票、登録証明書等に指紋の押なつをしなかったため、旧外国人登録法に違反したとして起訴された事件。

◆争点1 指紋押なつを強制されない自由は、憲法13条で保障されるか。

⇒判旨

「個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同条（憲法13条）の趣旨に反して許され」ない。

◆争点2 指紋押なつを強制されない自由は外国人にも保障されるか。

⇒判旨

「右の自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及び……。しかしながら、右の自由も、……公共の福祉のため必要がある場合には相当の制限を受ける……。」

定住外国人の選挙権（最判平7. 2. 28） 重要度 A

◆事案の概要

在日韓国人Xらは、選挙人名簿に未登録であることを不当として、選挙管理委員会Yらに異議を申し出たが却下の決定をうけました。そこでXらはこの決定の取消訴訟を提起した事件。

◆争点1 外国人に選挙権は保障されるか。

⇒判旨

「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」

◆争点2 憲法93条2項※にいう「住民」に外国人は含まれるか。

⇒判旨

「憲法93条2項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものである」とはできない。」

◆争点3 定住外国人に法律をもって地方選挙権を付与することは許されるか。

⇒判旨

「憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、……我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、……法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。」

※93条2項一地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

■ 図表で整理【外国人の選挙権の保障】

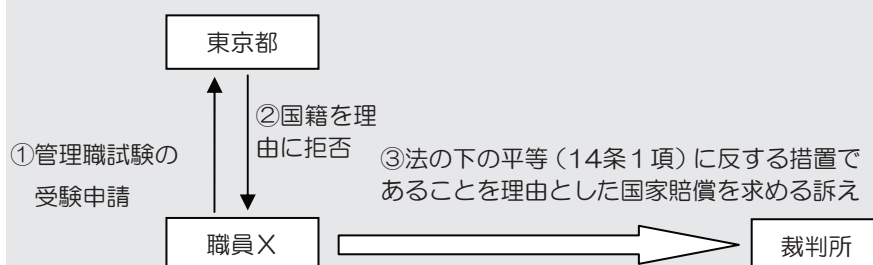
	国政選挙権	地方選挙権
外国人に保障されるか？	されない	されない
外国人に付与できるか？	不可	可

外国人職員昇任試験拒否訴訟（最大判平17.1.26） 重要度B

◆事案の概要

日本国籍を有しない東京都職員Xは、日本国籍を要件とする管理職選考試験を受験しようとしたましたが、日本国籍を有しないことを理由に拒否されました。そこで、Xは東京都に対して国家賠償を求める訴えを提起した事件。

◆法律関係図



◆争点1 外国人に公権力行使等地方公務員に就任する権利は保障されるか。

⇒判旨

「(条例※等の定めるところにより)普通地方公共団体が職員に採用した在留外国人の処遇につき合理的な理由に基づいて日本国民と異なる取扱いをすることまで許されないとするものではない。……合理的な理由に基づくものである限り、憲法14条1項に違反するものでもない。……原則として日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されている」

◆争点2 外国人は公権力行使等地方公務員に就任できないとする措置は、憲法14条1項に反しないか。

⇒判旨

「普通地方公共団体が上記のような管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、上記の措置は、労働基準法3条にも、憲法14条1項にも違反するものではない。」

※条例－地方公共団体（都道府県・市町村など）の議会が制定する決まり。

塩見訴訟（最判平元. 3. 2） 重要度 B

◆事案の概要

韓国籍Xは、子どもの頃のはしかにより失明し、国民年金法（81年改正前）別表1級に該当する状態にありました。その後、Xは、日本国籍を取得し、大阪府知事に対して国民年金法81条1項の障害福祉年金受給請求を行いました。同法56条1項但書により、廃疾認定日に国民でなかったことを理由に請求を却下されたので、処分の取消しを求めた事件。

◆争点 外国人に対して社会権はどのように保障されるか。

⇒判旨

「社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は特別の条約の存しない限り、……その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべきことと解される。」

3. 法人の人権

重要度★

●[29-3]

自然人※でない法人※にも権利の性質上可能な限り人権規定は適用されます。法人の活動は自然人を通じて行われ、その効果が究極的に自然人に帰属しますし、法人は現代社会において1つの社会的実体として重要な活動をしているからです。たとえば、表現の自由は法人にも保障されますが、選挙権は法人には保障されない権利といえます。

※自然人—権利義務の主体である個人（人間）のこと。

※法人—自然人以外のもの、権利義務の主体となることが法律によって認められたもの（ex. 会社、社団法人、財団法人、行政書士会）。

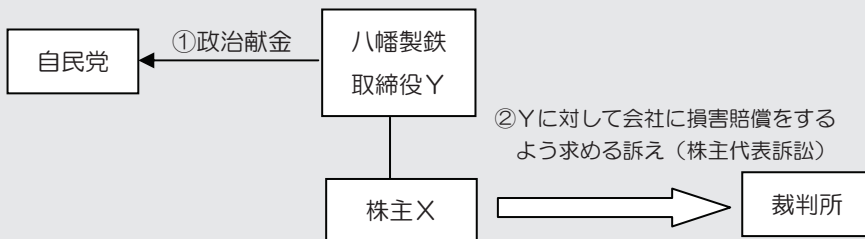
㊦判例を読む……………

八幡製鉄事件（最大判昭45. 6. 24） 重要度 A

◆事案の概要

八幡製鉄株式会社の取締役Yが会社名義で自民党に政治献金をした。そこで、これに不満のある株主Xらは、Yらに対し、会社が被った損害を会社に支払うよう求めて株主代表訴訟を提起した。

◆法律関係図



◆争点1 法人にも人権は保障されるか。

⇒判旨

「憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきである……。」

◆争点2 会社に政治的行為の自由は保障されるか。

⇒判旨

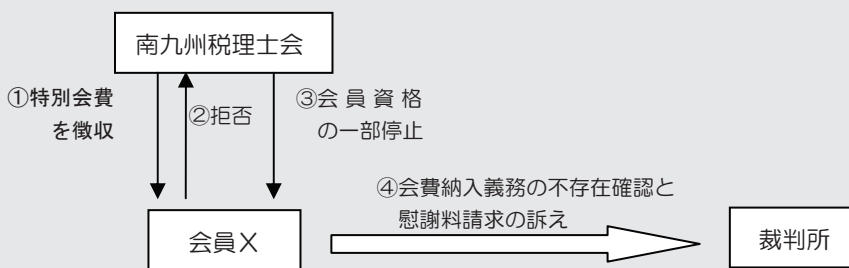
「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの**政治的行為をなす自由を有する**のである。**政治資金の寄附もまさにその自由の一環**であり、……自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。」

南九州税理士会政治献金事件（最判平8.3.19） 重要度B

◆事案の概要

南九州税理士会は、税理士法改正運動のために政治団体に寄付する資金として、会員から特別会費を徴収する決議を行ったが、会員Xらはこの会費を納入しなかった。その後、Xらは、会の役員選挙の選挙権を剥奪されたため、特別会費納入義務の不存在確認と慰謝料の支払いを求めて訴えを提起した。

◆法律関係図



◆争点 強制加入団体※が会員に政治献金のための協力義務を課すことは、会員の思想・良心の自由を侵害し、政治献金は強制加入団体である税理士会の目的の範囲外の行為ではないか。

⇒判旨

「法が**税理士会を強制加入**の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が……決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。……税理士会が、……多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付け……政党など規正法上の**政治団体に対して会員の寄付をすることは、たとえ税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、……税理士会の目的の範囲外の行為**といわざるを得ない。」

※強制加入団体—行政書士会や税理士会のように、法律の規定によりその資格や業務を行うために加入が義務付けられている団体。

■ 図表で整理【法人の政治活動（政治献金）の自由の保障】

法人の種類・法的性格	事件	政治献金の自由
株式会社	八幡製鉄事件	保障される
強制加入団体（税理士会）	南九州税理士会事件	保障されない

↑
判断を分けたのは、法人の法的性格（性質）の違い

政治献金の自由については、判例は、法人の性質によって異なった判断をしており、株式会社には政治献金の自由が保障されますが、強制加入団体である税理士会には保障されないと判断しています。

4. 公務員の人権

重要度★★

🔍[29-3]

公務員の人権については、政治活動の自由の制限（堀越事件）と、労働基本権の制限（全農林警職法事件）が特に問題となります。公務員の人権制限については後述します（21条、28条参照）。

5. 在監者の人権

重要度★

🔍[R2-3]

憲法が在監関係を認めていますので（18条、31条、34条）、この在監関係を維持するため、在監者※は一般国民と異なる制限に服する場合があります。しかし、その制限は、在監目的（拘禁と戒護※および受刑者の矯正教化）を達成するために必要最小限のものでなければなりません。

※在監者—刑事施設などに強制的に収容されている者。受刑者、未決勾留者など。
※戒護—逃亡、罪証隠滅、暴行、殺傷の防止、紀律維持など。

🔍判例を読む……………

よど号ハイジャック新聞記事抹消事件（最大判昭58.6.22） 重要度B

◆事案の概要

拘置所に勾留されていたXらは、私費で新聞を購読していましたが、拘置所長が、よど号ハイジャック事件に関する記事を塗りつぶした新聞を配付しました。そこで、Xらが、「知る権利」を侵害されたとして、国家賠償を求める訴えを提起した事件。

◆争点1 閲読の自由の憲法上の位置づけ

⇒判旨

「新聞紙、図書等の**閲読の自由**が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法19条の規定や、表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる……。」

◆争点2 在監者の閲読の自由の制限は、憲法に違反しないか。

⇒判旨

「未決勾留※により監獄に拘禁されている者の新聞紙、図書等の**閲読の自由**についても、**逃亡及び罪証隠滅の防止**という勾留の目的のためのほか…**監獄内の規律及び秩序維持のために必要とされる場合にも、一定の制限が加えられることは、やむをえない**」

※未決勾留－逃亡や罪証隠滅を防止するため、刑事事件の被疑者・被告人の身柄を拘束する刑事手続上の強制処分。

禁煙処分事件（最大判昭45.9.16） 重要度C

◆事案の概要

未決勾留中のXは、旧監獄法施行規則96条に基づき喫煙を禁止されました。そこで、Xが、禁煙処分によって精神的苦痛を被ったとして、国に対して国家賠償を求める訴えを提起した事件。

◆争点 在監者の喫煙の自由

⇒判旨

「喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。……喫煙禁止という程度の自由の制限は、必要かつ合理的なものであると解するのが相当で……ある。」

6. 未成年者の人権

重要度★

未成年者は、心身の発達が未成熟であり、特に保護する必要があること、また、健全な育成を図るという目的から、人権が制限される場合があります。

未成年者の場合、成年者と異なって、心身ともに発達段階にありますし、判断も未熟ですから、成年者と同一に扱うと未成年者に不利益となる場合があります。そこで、未成年者の健全な成長のため、必要最小限度の措置であれば、国家が後見的立場から、未成年者自身の保護を目的として、人権制約を行うことも許されると一般に解されています。たとえば、財産・身分上の法定代理人の関与、喫煙や飲酒の禁止といった制約があります。